令和5年3月16日

下野市議会議長 石田陽一様

提	出	者	下野市議会議員	秋	山	幸	男
賛	成	者	同	大	島	昌	弘
	同		同	村	尾	光	子
	同		同	小	谷 野	下晴	夫
	同		同	貝	木	幸	男
	同		同	伊	藤	陽	_

下野市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

下野市議会委員会条例の一部を改正する条例

下野市議会委員会条例(平成18年下野市条例第166号)の一部を次のよう に改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

- 第11条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像 及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることがで きる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことがで きる。ただし、第16条の規定による秘密会については、この限りでない。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難と判断される場合
 - (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への 参集が困難な委員からオンラインによる方法での委員会の開会の求めが ある場合
 - (3) その他委員長が特に必要と認める場合
- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望 する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第11条の2第2項の規定による許可を得て、委 員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定によ る発言をオンラインによる方法で行うことができる。 第21条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。 第24条に次の1項を加える。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項の規定による代理人又は文書による 意見の陳述については、オンラインによる方法で出席する公述人には適用しな い。

第24条の2第3項中「第24条」を「前条」に改め、同項を同条第4項と し、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

下野市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
(委員会の開会方法の特例)	(追加)
第11条の2 委員長は、次の各号のいずれかに	
該当すると認めるときは、映像及び音声の送受	
信により相手の状態を相互に認識しながら通	
話をすることができる方法(以下「オンライン	
による方法」という。) で委員会を開くことが	
できる。ただし、第16条の規定による秘密会	
<u>については、この限りでない。</u>	
(1) 新型コロナウイルス感染症その他重大	(追加)
な感染症のまん延、災害等の発生等によ	
り、委員が委員会を開会する場所に参集	
することが困難と判断される場合	
(2) 育児、介護等のやむを得ない事由によ	_(追加)
り、委員会を開会する場所への参集が困	
難な委員からオンラインによる方法で	
<u>の委員会の開会の求めがある場合</u>	
(3) その他委員長が特に必要と認める場合	_(追加)_
2 前項の規定により開く委員会において、オン	_(追加)
<u>ラインによる方法で出席を希望する委員は、あ</u>	
らかじめ委員長の許可を得なければならない。	
3 前項の規定による許可を得て委員会に出席	_(追加)
<u>した委員は、委員会に出席したものとみなし</u>	
て、この条例の規定を適用する。	
4 オンラインによる方法での委員会の開会方	_(追加)
法その他必要な事項は、議長が別に定める。	
(委員長及び委員の除斥)	(委員長及び委員の除斥)
第14条 (略)	第14条 (略)
2 前項の委員長又は委員が、第11条の2第2	_(追加)
項の規定による許可を得て、委員会に出席して	
いるときは、当該委員長又は委員は、前項ただ	
し書の規定による発言をオンラインによる方	
<u>法で行うことができる。</u>	
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に	(追加)

出席することができる。	
(代理人又は文書による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)
第24条 (略)	第24条 (略)
2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項の規	_(追加)
定による代理人又は文書による意見の陳述に	
ついては、オンラインによる方法で出席する公	
述人には適用しない。	
(参考人)	(参考人)
第24条の2 (略)	第24条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に	_(追加)
<u>出席することができる。</u>	
4 参考人については、第22条(公述人の発	3 参考人については、第22条(公述人の発
言)、第23条(委員と公述人の質疑)及び <u>前条</u>	言)、第23条(委員と公述人の質疑)及び <u>第24</u>
(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を	条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を
準用する。	準用する。